

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
 労基署を監督する労働局や労働委員会での紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士です
 河原社会保険労務士事務所 河原 清市
 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
 メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

人材活用の仕方(失業手当を受給しながら)

質問 Aさんは、今年の3月下旬に、親の介護のために現在働いている事業所を退職します。事業主さんは、Aさんを、有能な人材なのですんなりやめてほしくないと考えていました。そこで、4月から週何回か手伝ってくれと頼んだところ、本人は、快く申し出を引き受けてくれました。ただ、Aさんは、介護が何年続くかわからないので、一様、雇用保険からの給付金(基本手当)はもらうことにしたいそうです。では、どのようにAさんに働いてもらえばいいのですか。教えてください。

回答 まず、雇用に関して、基本的なことを抑えておく必要があります。

- ・週 20 時間以上働いて、雇用期間が 31 日以上見込まれる場合は、雇用保険に入らなければなりません。ということは、週 20 時間未満で働く場合は、雇用保険には入る必要は無いわけでありませ
- ・Aさんは、現在 60 歳で、雇用期間が 20 年以上あり、自分から退職を申し出ていましたので、一般の離職者になります。雇用保険の基本手当の日数は以下の表により、150 日分の基本手当の給付日数を取得することができます。

一般の離職者

期間 年齢	10 年 未満	10 年以上 20 年未満	20 年 以上
65 歳未満	90 日	120 日	150 日

- ・次に、失業手当(基本手当)は、どれくらい支給されるかを計算してみたいと思います。ここで、計算を簡単にするために、Aさんの給料が月額 20 万円とします。

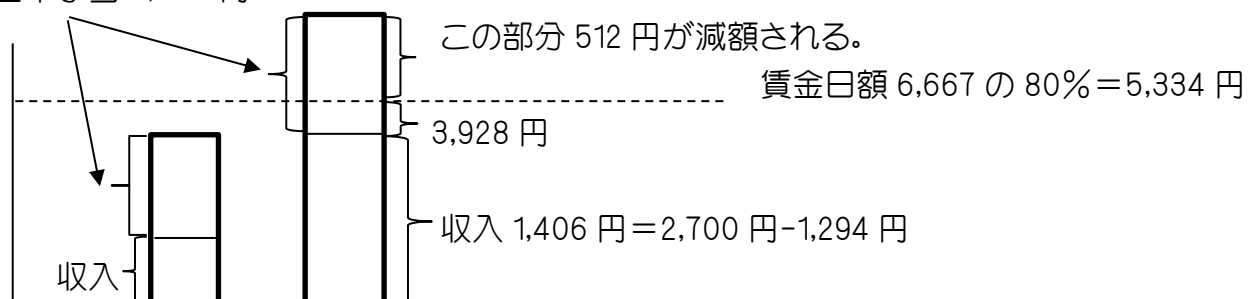
雇用保険上の賃金日額は、 $\frac{20 \text{ 万円} \times 6 \text{ か月}}{180 \text{ 日}} = \frac{120 \text{ 万円}}{180 \text{ 日}} = 6,667 \text{ 円}$ になります。基本手当日額(1日

分の失業手当)は、だいたい 4,440 円(賃金日額の 66%)になります。そこで、Aさんは、最終的には、基本手当 4,440 円×150 日分=66 万 6,000 円が支給されることになります。

離職日の翌日から 1 年以内にハローワークに行き失業の認定を受けます。毎月 28 日分の基本手当が支給されます。1日 4 時間未満と 4 時間以上働く場合を考えます。ただし、週 20 時間未満です。

- (1) ここで、Aさんが1日 4 時間未満の仕事をし、事業所からの賃金が、時給 898 円(埼玉県の最低賃金)×3 時間=2,694 円≒2,700 円とします。

基本手当 4,440 円



本人の1日分の収入は=(1日3時間分の労働)+基本手当
 =(2,700円-1日分の控除額)+4,440
 =(2,700-1,294)+4,440
 =1,406円+4,440円
 =5,846円この金額は、賃金日額の80%5,334円より512円多い

そこで、本人の最終収入は、1,406円+(4,440円-512円)=1,406円+3,928=5,334円

(この5,334円という金額は、賃金日額6,667の80%=5,334円となり、毎回賃金日額の80%は保証しますと言っていることなのです。) 月に2日労働すると、

(4,440円-512円)×2日分=3,928円×2日分=7,856円 ----- ①

あとの失業した分26日分=4,440×26日分=11万5,440円 ----- ②

①+②=12万3,296円が支給されます。Aさんは、150日分の基本手当の支給により

5月×12万3,296+10日分×4,440円=61万6,480+4万4,400=

66万0,880円がAさんには支給されることとなります

(2)1日4時間以上を働く場合を考えます。

① 週4日で毎日4時間働くことを考えます。

月 火 水 木

4 4 4 4 合計週16時間

4時間以上働いた日は基本手当の支給はありません。つまり、1週間のうち3日間失業状態になっていることとなります。

月に4週ありますので、4×3=12日間で失業の状態ということになります。

Aさんは自己退職ですので、3か月間の支給の制限がかかりますので、

9か月間で150日分の基本手当の支給することになります。

12日分×9か月=108日分しか支給されません。108日×4,440=47万9,520円が支給されます。つまり、42日分は支給されないこととなります。金額で言うと、

42日分×4,440円=18万6,400円が支給されないこととなります。

ではどうすればよいのでしょうか？

② 週2日4時間以上働くことを考えます。

月 火 水 木

8 8 合計週16時間働くことを考えるとよいでしょう。。

この場合は、週では、5日間失業の状態がありますので、

月では5×4=20日間の失業の状態があります。

20日間×9か月=180日つまりこのような状態ですと、基本手当150日分は180日より低い数ですので、150日分の基本手当は支給できます。つまり、

4,440円×150日=66万6,000円が支給されます。

追加のコメント (1)で、一日で3時間しか働かなく賃金日額の80%を超えた場合、

例えば、Aさんが時給2,210円で3時間仕事をしたとします。

2,210×3=6,630円 一日の賃金は6,630円-1,294円=5,336円となります。

5,336 > 5,334円より、一日の賃金が5,334円(賃金日額6,667円の80%)を上回ることになり、基本手当は全く支給されないこととなります。これは、4時間以上働いたことと同一視されます。つまり、週2日で一日3時間働くと、3時間でも賃金が規定以上になりますので、基本手当は、残り5日が失業状態になり、5日分が支給されます。月は4週ありますので、20日分が支給されます。つまり、150日分(<9か月×20日)の基本手当は支給されます。